

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 6 月 29 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山下内科・皮膚科医院	岡山市北区駅前町一丁目二番一号 一〇三	令和 八年 六月 一日
芳賀佐山診療所	岡山市北区芳賀五一一二番地一〇三	〃
やましたメンタルクリニック	岡山市北区駅前町一丁目二番一号 一〇四	〃
こたかクリニック	倉敷市鶴形一―三―三 鶴形フォーシーズ ンビル二階	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 6 月 29 日

中国四国厚生局長

竹林經治

岡山ステラ歯科	徳善歯科	J O E D E N T A L C L I N I C						名 称
岡山市北区櫓津二一四―六	岡山市東区西大寺中野七八四―一	岡山市南区大福二八五―一〇						所 在 地
令和 八年 七月 一日	〃	〃						指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 6 月 29 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名

称

所

在

地

指 定 年 月 日

ゆきこ歯科

備前市香登本八九八

令和 八年 六月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

中国四国厚生局長

竹林
經治

[illegible]